

子どもの虹情報研修センターにおける公的研究費等の不正防止に関する基本方針

研究費等の不正防止に関する基本方針

子どもの虹情報研修センター（以下「センター」という。）では、研究費を適正に運営・管理し、不正な使用を防止することを目的として、この基本方針を定めました。

研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を形成するために、コンプライアンス教育など継続的な啓発活動に努めてまいります。

研究者は、公共的、公益的な知的生産活動であることを真摯に受け止め、誠実な研究活動を行うとともに研究費の適正執行に努める責務があることはいうまでもありません。

センターでは、以下の不正防止体制と不正防止計画に基づき、研究費をはじめとする研究費執行の運営・管理について信頼性と公正性を確保し、社会貢献に努めてまいります。

1. 機関内の責任体系の明確化

子どもの虹情報研修センター センター長（以下「センター長」という。）は、最高管理責任者として研究費の運営・管理について最終責任を負います。

また、事務局長は、統括管理責任者として最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理についての実質的な責任を負い、機関全体を統括します。

研究部長は、コンプライアンス推進責任者として所属研究者の研究費の運営・管理について実質的な責任を負います。

総務課長は、コンプライアンス推進副責任者としてコンプライアンス推進責任者を補佐するとともに、管理責任者として、研究費の運営・管理について実効的な管理監督と指導を行います。

本センターにおける各責任者等の責任範囲と権限、及び運営・管理体制は次のとおりです。

- 子どもの虹情報研修センターにおける公的研究費の運営・管理体制（イメージ図）
- 子どもの虹情報研修センター研究費の運営・管理に関する規程

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

事務処理に関する職務権限やルールを明確化し、周知します。また、研究活動に関わる研究者にコンプライアンス教育を確実に実施し、加えて啓発活動を行うことにより不正使用防止対策に関する関係者の意識を向上させ、抑止機能を備えた環境を構築します。

なお、センターでは、研究活動の信頼性と公正性を確保するための行動規範として、研究倫理規準を定めています。

- 子どもの虹情報研修センター研究倫理規準

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

センターで想定する不正を発生させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、関係部署が連携して、実効性のある対策を実施します。なお、不正防止計画は、定期的に点検することとし、監事の意見も踏まえつつ、より効果的な不正防止活動の実施に努めます。

- 子どもの虹情報研修センター研究費不正防止計画

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、次の運営・管理活動を実行し、適正な予算執行に努めます。

物品等の購入に係る不正を防止するため、一定金額（10万円）以上の物品等の発注及び納品時の検収を総務課が実施します。

一定金額（年間取引100万円）以上の取引がある業者に対しては、不正取引を行わない旨の誓約書の提出を求めています。また、不正な取引に関与した業者に対しては取引停止等を含む処分を科す旨を定めています。

非常勤雇用者及び謝金による業務従事者の勤務管理は総務課が行います。

出張時の勤務状況把握のため、出張後に、用務地に出向いたことと用務を行ったことが客観的に確認できる資料の提出を求めています。

- 子どもの虹情報研修センターにおける研究費の不正使用等の対応に関する内規
- 子どもの虹情報研修センター取引業者への対応に関する取扱要領

5. 情報発信・共有化の推進

研究費の使用ルール等についての相談や不正使用等に関する告発を受け付ける「窓口」をセンター内（業務企画課）及びセンター外（法律事務所）に設置しています。

お問い合わせ窓口

センター内窓口	子どもの虹情報研修センター 業務企画課
電話	(045) 871-8011
FAX	(045) 871-8091
メールアドレス	soumu@crc-japan.net
事務取扱時間	9:00~17:00 12:00~13:00 は閉室。【土曜日・日曜日・祝日】閉室。
センター外窓口	新横浜法律事務所
電話	(045) 477-5821
FAX	(045) 477-5822
メールアドレス	mail@shinyokohama-law.com
受付方法及び受付曜日・時間	(ア) 電子メール：24 時間 (イ) 電話受付：月曜日～金曜日 9 時 30 分～17 時 00 分（12 時 00 分～13 時 00 分を除く） (ウ) FAX：24 時間

* センター外窓口は、通報を受け付けて、センター内の業務企画課へ報告する受付窓口で、調査は行いません。ただし、業務企画課による通報受理の可否や調査結果の報告は、センター外窓口より行います。

【告発等の受付】

- ・ 告発は、受付窓口（お問い合わせ窓口）に対する書面、電話、FAX、電子メール、面談などにより受け付けています。
- ・ 原則として、告発は顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者やグループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的な理由が示されているもののみを受け付けます。
- ・ 通報・相談の際は「通報シート」を参考にしてください。

センター内窓口（業務企画課）宛通報シート

センター外窓口（新横浜法律事務所）宛通報シート

6. モニタリングの実施

研究費の適正な運営・管理を徹底するため、監事等と連携の上、実効性のあるモニタリング体制を整備します。内部監査においては、監査対象を無作為に抽出することによる監査に加え、不正が発生するリスクを考慮したリスクアプローチ監査も実施します。

(参考)

- 子どもの虹情報研修センター研究倫理委員会規程
- 子どもの虹情報研修センター公的研究費内部監査マニュアル